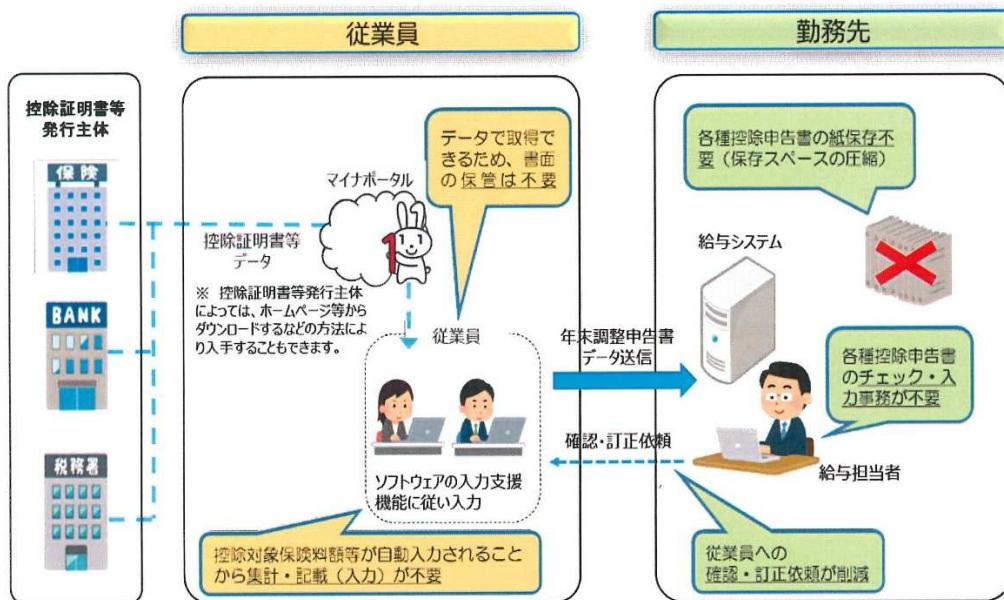


令和2年10月以降（電子化後）



TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人
03-5778-4722
http://toeitax.co.jp/

2019/11月号

年末調整は電子化されるが申請が必要に

来年から電子化に

今月は現在手続きの真っ最中だと思われる年末調整についてです。

年末調整とは、一般的な会社員（給与所得者）の方が確定申告をしないで済むように、会社が年末にその人の1年間の税金を適正に計算してあげて、(通常)年の最後に給料を支払う際にそれまで月々源泉していた税金と適正な1年間の税金を調整して差額を支払う、という手続きです。これは全ての会社員が確定申告を行うと税務署で対応しきれないために設けられている制度です。年末調整の対象とならない、つまり確定申告が必要な方は年収2,000万円超の会社員や2か所以上から給料をもらっている会社員等です。現在の手続きは皆様ご存知のとおり「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」などを紙で会社に提出することにより行っています。

名前だけ書いている、という方も多いですし、実際内容は理解していない、という方は多いのではないでしょうか。

なぜか申請が必要

この年末の風物詩とも呼べる年末調整が来年より電子化されることになります。具体的には、上図のとおり従業員が会社に対してメール等で扶養控除等申告書を提出できるようになります。当然、ハガキで来ていた保険料控除証明書やローン残高証明書などもメールでも送られてくるようになります。そのメールで送られてきたデータを国税庁ホームページの年末調整コーナーでインポートすることによりすぐ書類が作成できるようになります。さらにマイナポータルとも連携して年金情報なども連動できるようになります。それで、作業が非常に楽になります。

ところが、なぜか会社はこの年末調整を電子化するためには税務署に申請書を提出する必要があるようです。電子化すること自体は会社内の問題ですので、無駄に手続きを増やす必要はあったのでしょうか？ここだけは疑問です。

今月のコメント

昨年から始めたジョギング。ちょうど1年ほど経ちました。ずっと同じコースで続けていますが当初は走り終わった後は足が痛くて階段を登れないほどでしたが、今では少しの張りを感じるだけになり時間も短くなりました。何よりも効果が出たのが腰痛がなくなったことです。特にそこは期待してなかったのですが、走るという行為は体幹というか体の内側の筋肉が鍛えられるようで、ジョギングを始めてから腰痛が無くなりました。また、走り終わった後の達成感のようなものもやみつきになりますね。今後も続けていつかノルルマラソンにでも出ることを夢見ています。ちなみにダイエットには全く効果がありません…

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-10-15 エキスパートオフィス渋谷9階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人